# 尼崎市立大成中学校部活動の方針

## 1 活動について

- (1) 尼崎市立中学校部活動の方針に則り活動する。
- (2) 1日の活動時間については、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度(尼崎市立中学校部活動の方針) とするが、中体連主催大会、吹奏楽連盟主催のコンクールの参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- (3) 最終下校時刻は、午後6:30とする。
  - ※ 部活動のみならず、学校生活における最終活動時刻として位置づける。
- (4) 早朝練習については、1日の活動時間(2時間程度)に含むものとする。また、早朝練習の開始時間は午前7:30以降とする。
- (5) 合宿や強化練習において終日練習を計画する場合、適切に休憩時間等を設けて指導者・生徒等の健康安全 に十分留意する。また、週当たりの活動時間が16時間を超えることのないように留意する。
  - ※『いきいき運動部活動(4訂版) P2「1 適切な休養日の設定」による』
- (6) 学校閉鎖期間 (8月11日~17日) 及び年末年始 (12月29日~1月3日) は、原則、活動休止期間 とする。
- (7) その他、各学校の校長と確認・相談のうえ、活動計画を作成し、職員及び生徒の健康安全、働き方改革の 観点等に十分留意して活動する。

#### 2 合宿について

校長に承認を得ると共に市教育委員会へ必要書類を提出し、許可を得る。

※合宿の申請は10日前、報告書は実施後10日以内、合宿日数は2泊3日以内

## 3 実施日について

平成31年4月1日からとする。

### 4 その他

- (1) 大会会場等への移動は、公共交通機関を利用することを原則とするが、自転車を利用する場合は、 安全指導・マナー指導を徹底する。併せて、自転車賠償保険に加入すること及び雨天時のカッパ 着用を原則とする。
- (2) 近隣住民等への配慮、移動時や登下校における安全対策等にもしっかりと取り組むこと。
- (3) 夏季には、熱中症の予防対策を十分に理解して活動に取り組むこと。
- (4) 練習器具、練習場の安全点検を徹底して事故防止に努めること。